

指定自立支援医療機関の新規申請におけるチェックリスト

確認日: /

	チェック欄	指定審査項目
共通		療養担当規程(平成18年厚労省告示第66号)に基づき、懇切丁寧な自立支援医療を行えるか。
		患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて整備されているか。
病院 ・ 診療所		自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行える十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されているか。
		自立支援医療(精神通院医療)を担当する医師が当該医療機関に勤務(非常勤含む)しているか。
		保険医療機関における精神通院医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、3年以上(てんかんについての診療及び臨床研修期間を含む)であるか。 ※当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として適当であると認められる場合を除く。
薬局		複数の医療機関からの処方せんを受け付ける体制が整備されているか。
		十分な調剤実務経験のある薬剤師を配置しているか。
		<新規開局する保険薬局のみ> 管理者(管理薬剤師)が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者(管理薬剤師)としての経験を有しているか。
訪問看護		適切な訪問看護等が行えるか。
		必要な人員配置がされているか。